

吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議設置要領

(趣旨)

第1条 本要領は、吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議（以下「検討会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づく吹田市成年後見制度利用促進計画に規定する地域連携ネットワークの中核となる機関の整備等、成年後見制度の利用促進に必要な機能について検討するため検討会議を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第3条 検討会議において委員から意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域連携ネットワークの中核となる機関の立ち上げに向けての準備に関する事項
- (2) その他検討会議が目的達成のために必要と認めた事項

(構成)

第4条 検討会議は、委員9人以内で構成する。

2 検討会議の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 大阪弁護士会に属する者 1人以内
- (3) 大阪司法書士会に属する者 1人以内
- (4) 大阪社会福祉士会に属する者 1人以内
- (5) 公共的団体の代表者 1人以内
- (6) 医療の専門職関係者 2人以内
- (7) 市内の支援関係機関等の代表者（高齢・障がい） 2人以内

3 委員の選任期間は、地域連携ネットワークの中核となる機関を設置する日の前日までの期間とする。

(委員長等)

第5条 検討会議に委員長及び委員長職務代理者を置き、委員のうちから市長が指名する。

2 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、委員長職務代理者がその職務を代理する。

3 検討会議は、福祉部長が招集し、委員長がその議長となる。

(関係者からの意見の聴取等)

第6条 福祉部長は、必要に応じ関係者に検討会議の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、福祉部福祉総務室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。